

件名	愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	農村地域工業等導入促進法第 10 条の地区等を定める省令等の一部を改正する省令（平成 20 年 3 月 31 日公布、4 月 1 日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>「農村地域工業等導入促進法第 10 条の地区等を定める省令」の一部が改正されたことに伴い、指定工業等導入地区における事業税及び不動産取得税に係る課税免除措置を延長するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税免除の対象となる対象設備の設置期限の延長 指定工業等導入地区において対象設備を平成 20 年 3 月 31 日までの期間に新設し、又は増設した者 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">平成 21 年 12 月 31 日</p>	
施行日	公布の日（平成 20 年 4 月 1 日適用）
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 指定工業等導入地区 農村地域内において、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業を導入すべき地区として指定された地区 7 市町 10 地区（宇和島市三間、伊予市豊岡、西予市向平、西予市野田、西予市野村、西予市城川、上島町瀬越、内子町黒内坊、松野町松野、愛南町円座）</p> <p>2 対象となる設備の取得要件 (1) 製造業 一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 3,000 万円を超える設備 (2) 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業 上記(1)要件 + 増加する雇用者の数が 15 人を超えるもの</p> <p>3 特別措置の期間 事業税の課税免除については、対象設備を事業の用に供した日の属する年（事業年度）に係る課税分以降 3 箇年度分</p> <p>4 課税免除による減収額（S 51～H 19）【減収額の 75% は、地方交付税で措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業税 100,626 千円（6 法人） 不動産取得税 143,370 千円（10 件） 	